

# 第7章 経営局

## 第1節 農業経営政策

### 1 経営所得安定対策

#### (1) 趣 旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。また、海外での穀物需給や国内での担い手の育成・確保の状況をみると、国内の生産力を確保することが重要である。

このため、経営所得安定対策を実施した。

なお、平成25年に経営所得安定対策の見直しを行い、平成26年6月に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第77号）」が成立したところ。

平成27年産からは、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善を図ろうとする「認定農業者」、将来的に法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」に加えて、将来的に効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定新規就農者」も対象とし、意欲と能力のある「担い手」の経営安定を図ることとした。

また、従来の面積規模要件については、小規模であっても、収益性の高い作物との複合経営や6次産業化により、所得を向上していこうとする農業者もいることから、担い手であれば、規模要件は課さないこととした。

#### (2) 制度の概要

##### ア 畑作物の直接支払交付金

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。支払は数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付。

##### (ア) 交付対象者

販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

##### (イ) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、

大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

##### (ウ) 交付単価

##### a 数量払

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付。（麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価を増減。）

##### ○ 平均交付単価

・ 小麦	6,320円／60kg
・ 二条大麦	5,130円／50kg
・ 六条大麦	5,490円／50kg
・ はだか麦	7,380円／60kg
・ 大豆	11,660円／60kg
・ てん菜	7,260円／t
・ でん粉原料用ばれいしょ	12,840円／t
・ そば	13,030円／45kg
・ なたね	9,640円／60kg

##### b 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、20,000円／10a（そばは、13,000円／10a）を直接交付。

##### イ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、農業者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填。

##### (ア) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

##### (イ) 対象農業者

認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農のうち、一定の規模以上の者（認定農業者は4ha以上（北海道10ha以上）、集落営農は20ha以上の経営規模を有することが原則）

##### ウ 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作物を

生産する農業者に対して、交付金を面積払で直接交付。

(ア) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

(イ) 交付単価

a 戦略作物助成

- ・ 麦、大豆、飼料作物 35,000円／10 a
- ・ WCS用稲 80,000円／10 a
- ・ 加工用米 20,000円／10 a
- ・ 飼料用米、米粉用米 収量に応じ、  
55,000－105,000円／10 a

b 二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して15,000円／10 aを助成。

c 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）に対して13,000円／10 aを助成。

d 産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦・大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

また、以下に掲げる地域の取り組みを支援。

- ・ 飼料用米、米粉用米（多収品種への取組）  
12,000円／10 a
- ・ 加工用米（複数年契約（3年間）の取組）  
12,000円／10 a
- ・ 備蓄米（平成26年産政府備蓄米の買入札における落札）  
7,500円／10 a
- ・ そば、なたね（作付の取組）  
20,000円／10 a（基幹作）  
15,000円／10 a（二毛作）

エ 米の直接支払交付金

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、交付金を直接交付。

激減緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施。

(ア) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

(イ) 交付単価

7,500円／10 a

(ウ) 交付対象面積

主 食用米の作付面積から一律10 a控除して算定。

オ 再生利用交付金

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地は20,000円／10 a、条件不利地は30,000円／10 aを最長5年間分支払う。

(3) 支払実績

ア 支払額

(ア) 平成26年度の経営所得安定対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策を除く。）の支払額は5,112億円となっており、内訳は、畑作物の直接支払交付金が1,859億円、水田活用の直接支払交付金が2,498億円、米の直接支払交付金が747億円、再生利用交付金が7.9億円となった。

(イ) 平成26年度（平成25年産）の米・畑作物の収入減少影響緩和対策の補填額（農業者の負担する額を含む。）は6.5億円となった。

イ 支払対象者数

(ア) 平成26年度の経営所得安定対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策を除く。）の支払対象者数は1,005,541件となっており、内訳は、畑作物の直接支払交付金が69,099件、水田活用の直接支払交付金が496,286件、米の直接支払交付金が877,996件、再生利用交付金が389件となった。

(イ) 平成26年度（平成25年産）の米・畑作物の収入減少影響緩和対策の支払対象者数は67,073件となっており、うち、補填件数は31,876件となった。

ウ 支払面積・数量

経営所得安定対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策を除く。）の支払面積・数量は、次のとおりとなった。

(ア) 畑作物の直接支払交付金

・ 小麦	820,483 t
・ 二条大麦	49,189 t
・ 六条大麦	41,275 t
・ はだか麦	13,806 t
・ 大豆	200,634 t
・ てん菜	3,566,452 t
・ でん粉原料用ばれいしょ	788,266 t
・ そば	27,477 t
・ なたね	1,599 t

(イ) 水田活用の直接支払交付金

・ 麦	167,451ha
・ 大豆	105,690ha
・ 飼料作物	101,736ha
・ 新規需要米	67,926ha

<内訳>

WCS用稲	30,669ha
米粉用米	3,372ha
飼料用米	33,885ha
加工用米	48,051ha

(参考)

・ そば	34,735ha
・ なたね	497ha

(ウ) 米の直接支払交付金 996,210ha

(エ) 再生利用交付金 1,122ha

## 2 担い手の育成・確保

### (1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第21条に示されたとおり、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要である。

このため、農業の担い手の育成については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、

- ・ 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援
- ・ 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援
- ・ 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援
- ・ 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討
- ・ 国家戦略特区において農業生産法人の6次産業化推進のための要件（役員の農作業従事要件）の緩和

等を実施した。

また、第186回通常国会において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第77号）が成立し、平成27年産からは認定農業者、集落営農と合わせて、認定新規就農者も「担い手」として交付対象とするとともに、規模要件は課さないこととされた。

また、平成27年3月には、食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。この中で、「効率的かつ安定的

な農業経営になっている経営体」に「それを目指している経営体」も加え、併せて、「担い手」と考え、具体的には、

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営の改善に取り組む認定農業者
- ② 将来、認定農業者となると見込まれる認定新規就農者
- ③ 将来、法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農

を「担い手」として位置付け、これらの経営体に対して、重点的に経営発展に向けた支援を実施していくこととされた。

### (2) 農業経営基盤強化促進法の運営

#### ア 農業経営基盤強化促進法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものである。

#### イ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村は、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営の指標、農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想は、1,661の市町村（特別区を含む。）で策定されている（平成27年3月末時点）。

#### ウ 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、日本政策金融公庫による必要な資金の貸付け、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的

に実施することとしている。なお、認定農業者数については、238,443（前年同月比7,342（3.2%）の増加）となった（平成27年3月末時点）。

### (3) 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがある。

法人経営体数は、平成12年からの10年間で2倍となり、平成22年には12,511法人となった。こうしたことを踏まえ、平成25年に閣議決定した「日本再興戦略」では、平成35年までの10年間で法人経営体の増加ペースを倍増させ、平成22年の約4倍である5万法人を目指すこととされた。

なお、平成27年2月時点の法人数は18,857法人となっている。（平成27年農林業センサス）

### (4) 「人・農地プラン」の推進

農業者の高齢化・耕作放棄地の増加等に対して、担い手の育成・確保、担い手への農地集積を進めるため、地域の話合いにより、

- ・ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ・ 地域の担い手は十分確保されているか
- ・ 将来の農地利用のあり方
- ・ 農地中間管理機構の活用方針
- ・ 近い将来の農地の出し手の状況
- ・ 地域農業のあり方

等を明らかにした「人・農地プラン」の作成を推進した。

なお、平成27年3月末において、プランを作成しようとする1,573市町村のうち、1,532市町村（97%）でプランの作成に至った。

## 3 新規就農者・青年農業者の育成・確保

基幹的農業従事者の平均年齢が66.8歳（平成26年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、年間2万人の青年新規就農者が定着することが必要である。

近年、39歳以下の若い就農者は1万3千人から1万5千人程度で推移していることから、青年新規就農者を増大させるための支援を行った。

### (1) 新規就農・経営継承総合支援事業

#### ア 新規就農者確保事業

##### (ア) 青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（年間150万円、最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（年間150万円、最

長5年間）の所得を確保する給付金を給付した。  
（予算額14,717百万円）  
（補正額 5,001百万円）

##### (イ) 農の雇用事業

青年の農業法人へ雇用就農を促進するため、農業法人が新規就農者を雇用して実施する実践的な研修（年間最大120万円、最長2年間）に対して支援した。

（予算額6,551百万円）  
（補正額812百万円）

#### イ 農業者育成支援事業

##### (ア) 技術習得支援事業

###### a 高度農業経営者教育機関への支援

地域農業のリーダーとなる農業経営者を育成するため、民間法人等が地域の農業経営者育成の中核となる教育機関と連携して行う、①地域の中核教育機関の学生、新規就農者、農業者等を対象とした高度な経営力養成のための研修、②地域の中核教育機関の講師や農業法人等の指導者を対象とした指導力向上研修、③優れた経営感覚を備えた農業経営のトッププロを育成するための取組等を支援した。

（予算額129百万円）

###### b 地域の中核教育機関への支援

農業大学校等地域の農業経営者育成の中核となる教育機関が行う教育改善計画に基づく新たな教育の実施・教育体制の強化・教育施設の整備について支援した。

（予算額205百万円）

##### (イ) 新規就農等相談支援事業

###### a 就農情報の提供、就業相談の実施

就農希望者と農業法人等のマッチングを図るため、全国新規就農相談センター及び都道府県新規就農相談センターにおける求人情報等の収集・提供、個別就農相談、法人就業相談会の開催等を実施した。

###### b 短期就業体験の実施

農業知識・経験不足等による就業時のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、農業法人等の短期就業体験の実施を支援した。

（予算額183百万円）

### (2) 認定新規就農者制度

青年新規就農者を増大させるため、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であることから、平成26年度から農業経営基盤強化促進法

に基づき市町村が青年等就農計画を認定する「認定新規就農者制度」を創設した。

### (3) 青年等就農資金

認定新規就農者制度の創設を踏まえ、平成26年度から認定新規就農者に対し、日本政策金融公庫等が無利子で貸付ける「青年等就農資金」を創設した。平成26年度貸付実績は、397件、27.2億円であった。

(予算額189百万円)

なお、これまでの都道府県による就農計画の認定に基づく「就農支援資金」については、平成26年度は経過措置として貸付けを実施し、その貸付実績は、500件、21億円であった。

(予算額505百万円)

## 4 経営体育成支援等

地域の中心経営体等が、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設の整備等を、都道府県・市町村を通じ支援した。

### (1) 経営体育成支援事業

#### ア 融資主体補助型経営体育成支援事業

##### (ア) 融資主体型補助事業

中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援した。

##### (イ) 追加的信用供与補助事業

(ア)に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援した。

#### イ 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援した。

#### ウ 被災農業者向け経営体育成支援事業

(ア) 平成25年度の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援した。

(イ) 平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧等を緊急的に支援した。

(予算額4,521百万円)

(補正額(アのみ) 5,004百万円)

(予備費等(ウの(ア)のみ) 68,283百万円)

### (2) 特定地域経営支援対策事業

#### ア アイヌ農林漁業対策事業

北海道のアイヌ住民の居住地区における農林漁業

は他の地区に比べ、経営規模が零細で生産性が低いことから、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、農林漁業経営の近代化のための施設等の整備を支援した。

(予算額240百万円)

#### イ 沖縄農業対策事業

沖縄県における地理的・自然的条件や特有の歴史的・社会的条件の不利による本土農業との格差是正等を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設等の整備を支援した。

(予算額779百万円)

### (3) 人権問題啓発事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業関係団体の人権意識の向上のための啓発活動を推進した。

#### ア 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援した。

(予算額6百万円)

#### イ 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

農林漁業団体職員や農業生産法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施した。

(予算額12百万円)

## 5 女性の能力の積極的な活用

農業就業人口の過半を占める女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されていることから、その能力の発揮を一層促進する必要がある。

女性の能力の積極的な活用を進める観点から、以下の施策を講じた。

### (1) 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域農業に関する方針を企画・立案する段階から女性の参画を促進するため、市町村等の単位で地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定める「人・農地プラン」の検討にあたって、女性が概ね3割以上参画することとした。

### (2) 地域農業の活性化にチャレンジする女性への支援

経営体向けの補助事業については、女性農業者等の積極的な活用が望まれることから、女性経営者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮した。

## (3) 輝く女性農業経営者育成事業

次世代リーダーとなり得る先鋭的な女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援した。

(予算額76百万円)

## 第2節 農地制度

### 1 担い手への農地集積の状況

農地面積に占める担い手の利用面積の割合は、平成5年の認定農業者制度の創設以降、認定農業者を対象とした施策の効果もあり、平成12年度（平成13年3月末現在）の27.8%から平成22年度（平成23年3月末現在）の48.1%に上昇した後、ここ数年間停滞していた。

担い手への農地集積・集約化を加速化するため、平成26年に農地中間管理機構を各都道府県に整備したところであり、平成26年度（平成27年3月末現在）の農地面積に占める担い手の利用面積の割合は50.3%となり、担い手への農地集積が再び動き出した。

### 2 農地集積対策

#### (1) 農地中間管理事業

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、公的な農地の中間的受皿となる農地中間管理機構を都道府県段階に整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が、平成25年の第185回国会（臨時会）において成立し、平成26年3月に施行された。

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに農地を集約化する必要がある場合に、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地中間管理機構が農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける事業。

また、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進法に基づき、特例事業として農地の売買を行うことができる。

平成26年度（初年度）の農地中間管理機構の実績は、借入面積が2万9千ha、転貸面積が2万4千ha。

この他に、買入面積が7千ha、売渡面積が7千ha。

旧農地保有合理化法人時代の実績（貸借で2～3千ha、売買を含めて8～11千ha）と比べると、貸借だけで約10倍、売買を含めたトータルでは約3倍に拡大

した。

#### (2) 農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業は、農地利用集積円滑化団体が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業であり、次の事業からなる。

##### ア 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）。

##### イ 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

##### ウ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

#### (3) 機構集積協力金

農地中間管理機構に対し、地域における話合いに基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付。

(予算額 30,037百万円)

#### (4) 農地法に基づく遊休農地に関する措置

農地法に基づき、農業委員会は農地の利用状況調査、利用意向調査等を実施している。平成26年の遊休農地面積は、153,211ha（対前年比102.9%）になった。

## 3 耕作目的の農地の権利移動の状況

### (1) 耕作目的の農地の権利移動の状況

#### ア 総権利移動の動向

平成25年の耕作目的の農地の総権利移動（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の合計）は、全体で43万5,890件（対前年比104.6%）、25万4,404ha（同105.4%）となった。

#### イ 所有権耕作地有償所有権移転

所有権耕作地有償所有権移転（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づくものの合計）は、平成25年は件数で4万8,821件（対前年比101.2%）、面積で3万2,205ha（同104.7%）となった。

#### ウ 農地法に基づく賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成25年は6,296件（対前年比100.9%）、5,812ha（同93.8%）となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、平成25年は8,248件（対前年比95.8%）、2万5,346ha（同102.2%）となった。

エ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託による権利の設定の合計）は、平成25年は35万2,618件（対前年比105.7%）、17万8,561ha（同107.3%）となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法に基づく賃貸借の解約と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（賃借権）の中途解約の合計は、平成25年は4万6,346件（対前年比97.7%）、2万8,410ha（同104.0%）となった。

イ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成25年中に利用権が終了したものは18万5,402件（前年比109.4%）、8万1,699ha（同115.3%）であった。

ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権）が終了したもの（再設定の有無不明は除く。）のうち、平成25年中に利用権を再設定したものは件数で72.0%（面積75.5%）となった。また、再設定予定のもの（平成25年中には再設定しなかったが、平成26年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で14.8%（面積9.3%）となった。

## 第3節 農業委員会制度

### 1 制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、平成26年10月1日現在1,708委員会となっている。

また、都道府県段階に都道府県農業会議、全国段階に全国農業会議所が置かれ、農業委員会の行う活動を効果的に実施するための推進機関としての役割を果たしている。

今後の農業委員会の在り方については、農林水産業・

地域の活力創造プランにおいて、主たる使命である、担い手への農地利用の集積・集約化等の地域の農地利用の最適化をより良く果たせるよう制度を見直すこととされ、平成27年2月には、「農林水産業・地域の活力創造本部」において法制度の骨格が取りまとめられた。

## 2 農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

### (1) 農業委員会に係る国庫補助

ア 農業委員会が農地法等の事務を適切かつ円滑に行うための農業委員手当及び職員設置等の基礎的な経費

（予算額 4,718百万円）

イ 農業委員会による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に要する経費

（予算額 2,783百万円の内数）

### (2) 都道府県農業会議に係る国庫補助

ア 農地法に基づく事務を適切かつ円滑に行うための会議員手当及び職員設置に要する経費

（予算額 524百万円）

イ 広域的な農地の利用関係の調整、農地相談員の設置、農業委員会等を対象とした研修会の開催等に要する経費

（予算額 2,782百万円の内数）

### (3) 全国農業会議所に係る国庫補助

農業及び農業者に関する調査・研究等に要する経費  
（予算額 10百万円）

## 第4節 農業金融等

### 1 組合金融の動き

平成25年度に行われた第183回国会(常会)において、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成25年6月19日公布）。金融危機への対応、金融資本市場及び金融業の信頼性回復・機能強化を目的とするものであり、農協系統を含めた金融機関による資本性資金の供給強化等のため、議決権保有規制の緩和等が図られ、平成26年4月1日に施行された（このほか、大口信用供与等規制等の見直しについては同年12月1日に施行された。）。

平成26年6月24日には「『日本再興戦略』改訂2014」、「規制改革実施計画」が閣議決定され、農業協同組合の在り方等に関して農業委員会、農業生産法人

と一体的に見直しを断行することとされた。加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日改定した「地域の活力創造プラン」にも、農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

政府・与党において、法案化に向けた議論が行われ、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農協改革の法制度の骨格」が決定され、平成27年の通常国会への関連法案の提出を目指すこととした。

以上のような情勢の下、平成26年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農協の動き

ア 貯金

平成26年度末の貯金残高は93兆6,872億円となり、前年度末に比べ2兆1,793億円（2.4%）増加した。

イ 借入金

平成26年度末の借入金残高は2,382億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）から転貸用借入金1,796億円）となり、前年度末に比べ109億円（4.4%）減少した。

ウ 貸出金

平成26年度末の貸出金残高は21兆922億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）資金による貸出1,893億円、金融機関向け貸出1兆3,051億円）となり、前年度末に比べ3,520億円（1.6%）減少したため、貯貸率は23.4%から22.5%に減少した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、前年度末に比べ短期貸出が873億円（7.8%）の減少、長期貸出が2,611億円（1.2%）の減少となった。

なお、長期貸出比率は95.5%で、前年度末に比べ0.3ポイント増加した。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その平成26年度末残高は71兆9,973億円で、前年度末に比べ2兆5,475億円（3.7%）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が67兆7,580億円で前年度末に比べ2兆8,075億円（4.3%）増加し、余裕金の94.1%を占めた。このうち系統への預け金が67兆5,265億円で、余裕金全体の93.8%を占めており、前年度末より0.7ポイント増加した。

また、平成26年度末における有価証券保有残高は4兆2,299億円と前年度末に比べ2,610億円（5.8%）減少し、余裕金全体に占める割合も6.5%から5.9%

に減少した。

表1 農協信用事業主要勘定

	借入金 (A)		貸出金 (B)		預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
	日本公庫 転貸資金 を除く	日本公庫 資金、金 融機関貸 出を除く	日本公庫 資金、金 融機関貸 出を除く	金融機関 貸出				
25年3月末	896,929	2,597	216,365	14,988	628,735	626,152	47,374	24.1
26年3月末	915,079	2,491	214,442	15,898	649,505	646,637	44,909	23.4
27年3月末	936,872	2,382	210,922	16,146	677,580	675,265	42,299	22.5

(2) 信農連の動き

ア 貯金

平成26年度末の貯金残高は59兆610億円となり、前年度末に比べ2兆4,339億円（4.3%）増加した。

イ 借入金

平成26年度末の借入金残高は8,823億円となり、前年度末に比べ258億円（2.8%）減少した。

ウ 貸出金

平成26年度末の貸出金残高は5兆2,083億円（金融機関向け貸出を除く）となり、前年度末に比べ654億円（1.2%）減少した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、9.3%から8.8%に減少した。

エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その平成26年度末残高は56兆713億円で、前年度末に比べ2兆7,607億円（5.2%）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が36兆5,817億円で余裕金の65.2%を占め、前年度に比べ2兆6,582億円（7.8%）増加した。このうち系統への預け金は36兆5,239億円で余裕金全体の65.1%を占めており、前年度末に比べ2兆6,938億円（8.0%）増加した。また、平成26年度末における有価証券保有残高は18兆9,121億円と前年度末に比べ716億円（0.4%）増加したものの、余裕金全体に占める割合は35.3%から33.73%に減少した。

表2 信農連主要勘定

	貯金 (A)	借入金	貸出金 (B)	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
			金融機関貸 出を除く					
25年3月末	563,174	9,539	54,086	14,988	335,444	334,544	186,243	9.6
26年3月末	566,271	9,080	52,736	15,898	339,235	338,301	188,405	9.3
27年3月末	590,610	8,823	52,083	16,146	365,817	365,239	189,121	8.8

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

平成26年度末の預金残高は53兆4,861億円となり、前年度末に比べ3兆7,550億円（7.6%）増加した。

この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が47



兆9,498億円で、3兆7,247億円（8.4%）の増加、また、会員以外の残高は5兆5,362億円で、303億円（0.6%）の増加となった。

なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が86.6%と大部分を占めており、水産系統3.0%、森林系統0.02%となった。

#### イ 農林債券

平成26年度末の農林債券の発行残高は3兆5,643億円となり、前年度末に比べ4,732億円（11.7%）減少した。

#### ウ 貸出金

##### (ア) 会員貸出

平成26年度末の会員貸出金残高は2,538億円となり、前年度末に比べ501億円（16.5%）減少した。

これを団体別に見ると、農協系統は2,237億円で497億円（18.2%）の減少、水産系統が185億円で4億円（2.2%）の増加、森林系統が113億円で7億円（5.8%）の減少となった。

##### (イ) 会員以外の貸出

平成26年度末の会員以外の貸出金残高は19兆6,819億円となり、前年度末より2兆6,908億円（15.8%）増加した。このうち、関連産業法人向けの貸出金残高は3兆6,436億円で、前年度末に比べ968億円（2.7%）の増加となった。他方、関連産業法人向け以外（農林水産業者、公共法人、金融機関等）の貸出金残高は16兆381億円で、前年度末に比べ2兆5,939億円（19.3%）増加した。

エ 貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち平成26年度末の有価証券保有残高は59兆7,385億円で、前年度末に比べ6兆8,371億円（12.9%）増加した。

表3 農林中央金庫主要勘定

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会 員 以 外 の 貸 出	有価証券
25年3月末	474,564	46,192	2,973	158,303	500,723
26年3月末	497,311	40,375	3,039	169,911	529,014
27年3月末	534,861	35,643	2,538	196,819	597,385

資料：農林中央金庫ディスクロージャー誌単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

#### (4) 農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協等）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、貯金保険機構が保険金の支払い及び貯金等債権

の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要な資金として積み立てている責任準備金は、平成26事業年度末において3,662億22百万円となっている。なお、平成17年4月以降のペイオフ全面解禁後は、組合の経営破綻は生じていない。

## 2 株式会社日本政策金融公庫の貸付計画等

### (1) 貸付計画及び資金計画

平成26年度における貸付計画額は、資金需要の実勢及び東日本大震災の復旧・復興を勘案の上、前年度の3,500億円（補正予算後）から500億円増額の4,000億円とした。資金の区分別の内訳は表6のとおりである。

平成26年度の資金交付計画（補正後予算）の総額は、前年度の3,300億円から500億円増額の3,800億円とした。この原資として、一般会計からの出資金3億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金55億円、借入金2,290億円（財政融資資金）、農林漁業信用基金からの寄託金17億円及び自己資金等1,510億円（うち財投機関債200億円）を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより生じる政策コストについて、一般会計からの補給金184億37百万円（25年度179億57百万円）、東日本大震災復興特別会計からの補給金32百万円（25年度29百万円）の繰入れを予定した。

そのほか、農業法人の自己資本充実を図るため、農業法人に関する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第8条に定める承認会社又は承認組合に対する出資業務を実施するため、平成26年度補正予算（第1号）において公庫出資金として20億円措置した。

また、平成26年度において、日本政策金融公庫に対し、承認組合5組合、13億80百万円の出資認可を行った。

なお、平成26年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は3,816億円となっている。

表4 日本政策金融公庫貸付計画

	(単位：百万円)		
区 分	26年度	25年度	比較増△減
経営構造改善	232,380	193,380	39,000
基盤整備	38,634	38,634	0
一般施設	64,526	73,526	△9,000
経営維持安定	59,460	39,460	20,000
災害	5,000	5,000	0
合 計	400,000	350,000	50,000

(注) 26年度は補正予算後の計数。

(2) 制度改正

平成26年度における融資・出資制度の主な改正点は、次のとおりである。

- ア 青年等就農資金を創設し、貸付業務を株式会社日本政策金融公庫が行うこととした。
- イ 特定農産加工資金について、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく承認計画に従って経営改善又は事業提携を行うのに必要な資金の貸付適用期限を延長した。
- ウ また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正（平成25年12月13日公布）し、日本政策金融公庫が、農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合に対して出資業務を行うことができるよう措置した（平成26年4月1日施行）。

3 株式会社日本政策金融公庫資金

(1) 貸付状況

平成26年度の貸付額は表7のとおり3,670億円で、貸付計画額4,000億円に対し、92%の執行率となった。

ア 経営構造改善関係資金

平成26年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）は1,882億円、青年等就農資金は27億円、経営体育成強化資金は22億円、農業改良資金は13億円、漁業経営改善支援資金は123億円、中山間地域活性化資金は144億円となった。これらの結果、全体としては、2,212億円となった。

イ 基盤整備関係資金

平成26年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は60億円、担い手育成農地集積資金は60億円、林業基盤整備資金は109億円、森林整備活性化資金は3億円、漁業基盤整備資金は1億円となった。これらの結果、全体としては、234億円となった。

ウ 一般施設関係資金

平成26年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は529億円、特定農産加工資金は138億円、食品流通改善資金は198億円となった。これらの結果、全体としては、989億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

平成26年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金は193億円、漁業経営安定資金は実績がなかったため、全体としては、193億円となった。

オ 災害関係資金

平成26年度の災害関係資金の貸付額は、全体とし

て43億円となった。

表5 日本政策金融公庫資金貸付額

区分	(単位：百万円)	
	26年度	25年度
経営構造改善	221,150	176,957
農業経営基盤強化	188,220	151,396
青年等就農	2,718	-
経営体育成強化	2,157	2,749
農業改良	1,271	1,543
林業構造改善事業推進	-	-
林業経営育成	84	92
漁業経営改善支援	12,252	8,455
中山間地域活性化	14,431	12,722
飯糰山村・通疎地域経営改善	18	-
基盤整備	23,393	27,137
農業基盤整備	6,002	7,150
担い手育成農地集積	6,006	7,301
林業基盤整備	10,938	12,129
森林整備活性化	307	307
漁業基盤整備	140	250
一般施設	98,894	86,642
農林漁業施設	52,914	35,110
畜産経営環境調和推進	-	109
特定農産加工	13,819	24,139
食品産業品質管理高度化促進	1,371	810
漁船	863	1,856
水産加工	8,447	5,133
食品流通改善	19,779	19,265
食品安定供給施設整備	200	120
塩業、新規用途、乳業	1,500	100
経営維持安定	19,285	37,506
漁業経営安定	-	-
農林漁業セーフティネット	19,285	37,506
災害	4,254	3,629
計	366,976	331,870

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が一致しないことがある。

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置

「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れた農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、金利負担軽減措置を講じた。

4 農業近代化資金

農業近代化資金は、昭和36年に創設され、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体改革により、平成17年度に都道府県に対する国の助成を廃止するとともに税源移譲し、現在は、国枠を除き都道府県の自主的な判断の下で事業を実施している。

(1) 融資状況

平成26年度の融資実績は349億円で、融資件数は4,367件となった。

表6 農業近代化資金利子補給承認状況

	(単位：件、百万円)			
	26年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	4,248	31,826	5,167	37,650
うち認定農業者向け	3,730	23,260	4,619	29,219
うちその他担い手向け	518	8,566	548	8,431
共同利用施設	119	3,033	149	3,723
合計	4,367	34,858	5,316	41,373

(注)単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

表9 農業経営改善促進資金の予算額及び決算額

	(単位：千円)			
	26年度		25年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営改善利子補給金等	(44,101)			
交付事業費	42,442	34,825	50,667	34,019

(注) ( ) 内は当初予算である。

(2) 融資残高

平成26年12月末の融資残高は1,659億円（うち国枠9億円）となった。

(3) 農業近代化資金（国枠）の予算及び決算

平成26年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は547万6千円であり、補正後の予算額192万6千円に対し決算額は170万2千円となった。

表7 農業近代化資金の予算額及び決算額

	(単位：千円)			
	26年度		25年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給金	(5,476)		(5,869)	
	1,926	1,702	2,371	2,268

(注) ( ) 内は当初予算である。

5 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金は、認定農業者及び六次産業化法認定者（農業者）に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な短期運転資金を、都道府県農業信用基金協会と民間金融機関との協調融資方式により融通している。

(1) 融資状況及び融資残高

平成26年度末の極度契約額は254億円で、平成26年度末の融資残高は151億円となった。

表8 農業経営改善促進資金極度契約額

	(単位：件、百万円)			
	26年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額
認定農業者	1,954	25,313	1,823	24,121
六次産業化法認定者	6	101	5	96
合計	1,960	25,414	1,828	24,127

(2) 農業経営改善促進資金の予算及び決算

平成26年度における農業経営改善利子補給金等交付事業費の予算額は4,410万1千円であり、補正後の予算額4,244万2千円に対し決算額は3,482万5千円となった。

6 農業信用保証保険

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき（独）農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする制度である。

(1) 農業信用基金協会の業務概況

平成26年度末の債務保証残高は6兆6,077億円（農業近代化資金1,407億円、農業改良資金50億円、就農支援資金180億円、一般資金等6兆4,440億円）で、前年度末の6兆7,011億円に対し934億円の減少となった。

また、平成26年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は105億円で、前年度の128億円に対し24億円減少した。

この結果、平成26年度末の求償権残高は893億円となった。

(2) (独) 農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

平成26年度末の保険価額残高は、保証保険3兆275億円で、前年度末の保証保険3兆1,505億円に対し1,230億円の減少、融資保険は105億円で、前年度の112億円に対し7億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金368億円となった。

また、平成26年度において基金協会等に支払った保険金の額は39億円で、前年度の46億円に対し12億円減少した。

(参考) 全国農協保証センターの業務概況

平成26年度末の再保証引受額及び保証引受額は4,409億円（前年度5,535億円）、再保証残高及び保証残高は4兆2,734億円（前年度4兆2,562億円）となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

平成26年度においては、第三者保証人を徴求することなく農業融資の債務保証が受けられるようにするため、財務基盤を強化するための予算として（独）農林漁業信用基金に419万7千円、農業信用基金協会に176万7千円を交付した。また農業経営改善促進資金

の貸付原資を低利で預託するため、農業信用基金協会が預託用に借り入れた借入金に対する利子補給金等として3,482万5千円を交付した。さらに東日本大震災復旧・復興のための予算として農業信用基金協会に2,476万8千円を交付した。

表10 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

	26年度		25年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営復旧・復興対策特別保証事業費	48,835	24,768	51,650	19,925
農業信用保証保険基金盤安定期事業補助金	160,680	1,767	160,680	42,195
農業信用保証事業交付金				
農業信用保証保険基金盤安定期事業交付金	120,120	4,197	120,120	120,120
農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金	-	-	408,350	408,350

(注) ( ) 内は当初予算である。

## 第5節 農林漁業関係の税制

### 1 平成26年度税制改正の経緯

平成26年度の税制改正に関しては、与党において12月24日に与党税制改正大綱が取りまとめられた後、与党の議論も踏まえ、12月24日に「平成26年度税制改正の大綱」が閣議決定された。その後、2月4日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、国会における審議の結果、3月20日に成立した。

### 2 税制改正事項

#### (1) 農業経営の安定化

- ア 農地中間管理機構の整備に伴う課税の特例を創設する。(所得税・法人税、相続税・贈与税、印紙税、登録免許税、不動産取得税等)
- イ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限を3年延長する。(所得税・法人税・個人住民税)
- ウ 農林漁業用A重油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)
- エ 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)
- オ 都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の相続税納税猶予等の継続措置を拡充する。(相続税・贈与税)

カ 農用地域内の農地等の特定の事業用資産の買換え及び交換を行った場合の課税の特例措置について、見直しを行った上でそれぞれ適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)

キ 青年等就農促進法の廃止等に伴い、株式会社日本政策金融公庫が実施することとなる東日本大震災の被災者に対する特別貸付け(青年等就農資金)に係る消費貸借契約書の非課税措置を存続する。(印紙税)

ク 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)【経産省等5省共管】

#### (2) 農林水産関連産業の振興

ア 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく以下の特例措置の適用期限を2年延長等する。

① 特定農産加工品生産設備の特別償却制度(所得税・法人税)

② 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置(事業所税)

イ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等5省共管】

ウ 産業競争力強化法に規定する事業再編計画等の認定を受けた認定事業者等が、計画に基づき行う株式会社の設立等に係る登記の税率の特例措置を講じる。(登録免許税)【経産省等3省共管】

エ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の措置を講じる。(所得税・国税徴収法・個人住民税)

オ 試験研究を行った場合の特別控除のうち増加型又は高水準型を選択適用できる制度について、一部改組を行った上で、制度の適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)【経産省等7省共管】

カ 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。(法人税・法人住民税)【厚労省等5省共管】

#### (3) 農山漁村の活性化・環境対策の推進

ア 奄美群島における工業用機械等の割増償却制度の

適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)【国交省共管】

イ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(固定資産税)【経産省等3省共管】

ウ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(固定資産税)

エ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(固定資産税)【経産省等4省共管】

#### (4) 森林・林業施策の推進

ア 森林経営計画制度の見直しに伴い、見直し後の認定基準により認定を受けた計画についても従前の措置の対象とする。(所得税、法人税、相続税、住民税、事業税)

イ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等5省共管】

ウ 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)

#### (5) 水産施策の推進

ア 特定の事業用資産(漁船)の買換え及び交換を行った場合の課税の特例措置について、一定の見直しを行った上で適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)

イ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)について、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備については即時償却又は7%の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年延長する。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等5省共管】

ウ 農林漁業用A重油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)

エ 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)

#### (6) その他

特別会計制度の見直し並びに独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う所要の措置について法案をみて

措置する。(複数税目)

#### (7) 税制改正見直し事項(廃止)

ア 特定の基金に対する負担金の損金算入の特例措置について、適用対象から一部の負担金等を除外する。(所得税・法人税)

イ 食品流通構造改善促進機構が食品流通構造改善促進法の認定構造改善事業として行う不動産販売業及び不動産貸付業について収益事業から除外する措置を廃止する。(法人税)

ウ 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度を廃止する。(所得税・法人税)

エ (独)森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止する。(固定資産税・都市計画税)

## 第6節 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者1人で受給者約3人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年1月に制度改正を行った。これに伴い、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金から独立行政法人農業者年金基金へ移行した(平成15年10月1日)。

### 1 制度の概要

#### (1) 政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

#### (2) 加入要件

加入要件については、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。

#### (3) 財政方式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

#### (4) 政策支援

認定農業者で青色申告の者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア 政策支援対象者については、

(ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる

者

(イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者

- a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者。
- b aの者と経営方針や役割分担等について取り決めた家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。
- c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。
- d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

## 2 被保険者等の状況（26年度末）

- ア 加入者数（累計） 111,292人
- イ 被保険者数 48,850人
- ウ 平成26年度新規加入者 2,761人

# 第7節 農業協同組合等

## 1 農業協同組合及び同連合会

### (1) 農協システムの現状

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出等の政策を活用する農協を含む経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。

政府においては、「『日本再興戦略』改訂2014」及び「規制改革実施計画」が平成26年6月24日に閣議決定され、農協の在り方等に関して、農業委員会、農業生産法人と一体的に見直しを断行することとされた。加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日に改定した「地域の活力創造プラン」にも、農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

農協システム組織においても自己改革の方向性が検討され、全国農業協同組合中央会は、平成26年11月6日、「JAグループの自己改革について」を決定・公表した。これらを受けて、政府・与党において、農業協同組合法改正の法案化に向けた議論が行われ、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農

協改革の法制度の骨格」が決定され、平成27年の通常国会へ関連法案の提出を目指すこととした。

以上のような状況の下、農協システムの現状を概観すると、平成27年3月31日現在における農業協同組合の数は総合農協708、連合会が193で平成26年度中に総合農協が23減少している。平成26年度における総合農協の合併実績は6件であり参加農協数は26農協であった。

26事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、448万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約6万7千人減少し、准組合員の数は569万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約19万人増加している。

### (2) 農協システムの財務の概況

26事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・純資産の計）103兆4,971億円で、前年度比2.2%増加した。これら調達資金の91.6%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の92.1%である95兆3,200億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比2.4%増加している。固定資産は前年度比0.4%減少し2兆8,795億円、外部出資は前年度比1.4%増加し3兆6,710億円である。

純資産については、6兆6,367億円で、前年度比2.5%増加した。

### (3) 農協システムの行う各事業の概況

#### ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

26事業年度末における1組合平均の営農指導員数は20.0人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の11.7%となっている。

#### イ 信用事業

農協における26事業年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は93兆6,872億円、貸出金残高は21兆922億円（日本公庫資金及び金融機関貸出を除く。）、有価証券残高は4兆2,299億円となっている。

#### ウ 経済事業

26事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆3,262億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆2,111億円（28.0%）、米8,239億円（19.0%）、野菜1兆2,760億円（29.5%）、果実3,963億円（9.2%）である。

また、購買事業の取扱高は2兆7,511億円となっ

ており、そのうち主要なものは飼料3,671億円（13.3%）、肥料2,973億円（10.8%）、農薬2,191億円（8.0%）、農業機械2,270億円（8.3%）、燃料3,892億円（14.1%）、食料品2,295億円（8.3%）、家庭燃料2,219億円（8.1%）である。

#### エ 共済事業

平成26年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、281兆1,919億円（前年度末289兆4,016億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、5,107億円（前年度末5,076億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,664億円、満期共済金2兆6,086億円、合計3兆5,750億円となった。

#### オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、平成26年度末現在では33都道府県で34連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は110病院、64診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

#### カ 農業経営の実績

農協は、農地の引受手が不足し、又は不足すると見込まれる地域において、農業経営を実施している。

平成26年10月末時点で、54農協が農業経営を実施しており、このうち、耕種部門を実施している農協における引受農地面積は170ha（うち37haが耕作放棄地の活用）となっている。

## 2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する調査・研究等を実施している。

平成26年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあつては82億5,444万円、都道府県農業協同組合中央会にあつては466億9,814万円となっている。

## 3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、平成26年度末においては9,353法人（前年度同期8,810法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,548、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,134、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は6,671となっている。

また、作目別に見ると単一作目が6,466法人で圧倒的に多く、複合作目は2,887法人である。単一作目では、普通作（稲等）2,369法人、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,569法人、野菜736法人、果樹468法人等が多い。

## 4 農林漁業団体職員共済組合

農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象とした農林年金制度は、平成14年4月の厚生年金との統合により、職域年金相当部分のみを支給するため経過的に存続することとなっている。（平成26年度末年金受給権者243,027人）

# 第8節 農業災害補償制度

## 1 概要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填し農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表11のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）。

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図

るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表11 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蕪餅
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済	建物、農機具その他上記以外の農作物等

(注) 1 農作物共済及び家畜共済は、原則としてその実施が義務付けられている。他の共済事業は、地域の実態に応じて実施する。  
 2 果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。  
 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称したものである。  
 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。  
 5 任意共済は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済の共済目的として実施しているものは、建物と農機具のみである。

## 2 制度の運営

### (1) 平成26年度における被害の発生状況及び被害に對して講じた処置

平成26年度は、6月から7月の梅雨期における局地的な豪雨、7月の台風第7・8号、8月の台風第11・12号、冬期の降雪等により農作物等に被害が発生した。

被害の発生に対する主な対応としては、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制を確立するよう通知を発出し、農業共済団体等を指導した。

#### (2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 出口正義）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関して審査を行う。

(3) 農作物共済及び園芸施設共済の料率の一般改定期率改定期に当たる農作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（農業共済部会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、農作物共済にあっては平成27年2月19日付け農林水産省告示第370号をもって基準共済掛金率等が告示され、平成27年産（麦にあっては平成28年産）から、園芸施設共済にあっては平成27年2月19日付け農林水産省告示第372号をもって基準共済掛金率等が告示され、平成27年4月1日以後に共済責任期間が開始する共済関係から適用することとされた。

## 3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

### (1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から4次にわたり組合等の広域合併を行ってきており、平成22年11月からは1県1組合化を推進している。

この結果、平成26年4月1日現在で組合等数は211（うち組合162、共済事業を行う市町村49）で、このうち17都府県（群馬県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県及び沖縄県）が1県1組合に移行している。

### (2) 運営指導

平成26年4月15日に都道府県主管課長を集め、26年度における農業共済事業の運営方針について説明し、組合等に対する指導を依頼した。また、同日、連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、都道府県及び連合会等の担当者を集めた会議や種々の研修会を開催し、事業の適正運営に関する指導や研修を実施した。

### (3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づく共済事業及び保険事業の基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を、農業共済事業事務費負担金として負担している。平成26年度における交付実績は、全都道府県30連合会162組合で、農業共済事業事務費負担金385億2,515万円となっている。

なお、共済事業を行う市町村の共済事業に要する事



務経費については、地方交付税として措置されている。

#### 4 事業の実績（任意共済事業を除く）

##### (1) 農業共済への加入状況

平成26年産（度）の各事業を通じての延加入数は1,960千戸であり、総共済金額は2兆6,323億円となっている。

##### (2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,103億円であり、このうち国庫負担は552億円、農家負担は551億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制（基準共済掛金率3%を境に50%と55%）をとっており、その他は定率で、畑作物は55%（蚕繭は50%）、豚40%、その他の作目（水稻、果樹等）については50%と定められている。

##### (3) 共済金の支払状況

平成26年産（度）において、農家に支払った共済金は合計で740億円（平成28年3月末現在）であった。

##### (4) 食料安定供給特別会計 農業共済再保険勘定

この勘定は、国の行う農業共済再保険事業等を経理するために設置されていた農業共済再保険特別会計が、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年法律第76号）第1条の規定により、平成25年度限りで廃止され、平成26年度から新たに、食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定として帰属させることとなったものである。

平成26年度の農業共済再保険勘定における収支（計数は単位未満切捨てによる。）は、収入724億9,953万円、支出423億7,983万円、差引301億1,970万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額122億8,119万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると178億3,851万円の剰余となる。

この剰余金は、「農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律」（昭和52年法律第1号）等に基づき、昭和56年度までに再保険金支払財源の不足に充てるための財源を一般会計から繰り入れていたことから、一般会計へ繰り入れることとして決算を結了した。

##### (5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

農業共済事業に係る共済金及び保険金の支払に必要な資金として、平成26年度に独立行政法人農林漁業信用基金が農業共済団体等へ貸し付けた実績は、4件で16億3,000万円である。

## 第9節 災害対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、農林水産関係に甚大な被害をもたらした。昨年の年報記述後の状況変化及び農林水産省の対応と今後の取組について記述する。

平成26年は、風水害による被害が顕著であった。台風第8号及び梅雨期における大雨等、8月豪雨等により多くの人的被害や住家被害等が生じた。これらの災害により、農作物等、農地・農業用施設、林地荒廃、林道施設、漁港施設等に被害が生じ、平成26年度の農林水産関係被害は、農林水産物で約164億円、農林水産関係施設で約965億円の合計総額約1,129億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

### 1 東日本大震災

#### ア 災害の状況

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも1900年以降4番目の巨大地震であった。この地震により、広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。

この災害により、死者・行方不明者は12都道府県でみられ、死者1万5,891人、行方不明者2,584人（平成27年3月10日時点）という極めて深刻な被害をもたらした。

住家についても、全壊は9都県で発生し、その数約13万棟、半壊は12都道府県で発生し、その数約28万棟（平成27年3月10日時点）となる大きな被害が生じた。

水産関係では、全国の漁業生産量の5割を占める7道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）を中心に大きな被害が生じ、漁船約29千隻、漁港施設319漁港等に、総額で約12,637億円の被害が発生した。また、農林業関係では、津波により、6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）を中心に、総計2.1万haに及ぶ農地に被害が生じ、農地約18千箇所、農業用施設等約18千箇所、農作物、林道施設等に、総額で約11,204億円の被害が発生した。農林水産関係の被害総額は、約23,841億円となっている。（平成24年7月5日現

在)

イ 農林水産省の主な対応（平成27年3月）

(ア) 復旧・復興について

a 農地の復旧・復興

- (a) 被災した農地（21,480ha）については、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。平成27年1月末時点で、15,060ha（70%）で営農再開が可能となった。
- (b) 平成27年度末までに15,920ha（74%）で営農再開が可能となる見込み。
- (c) 併せて、農地復旧と大区画化の一体的な実施を予定している地区や被害が甚大な地区等の農地について、復旧を推進。

b 漁港等の復旧・復興

- (a) 平成27年2月末時点で、被災した319漁港のうち、208港（65%）で全延長の陸揚げ機能が回復。また、平成26年12月末時点で、被災した812の水産加工施設のうち、672施設（83%）で業務を再開。
- (b) 平成27年度末までに被災した漁港施設の復旧を概ね完了させる予定。操業再開を希望する漁業者への漁船の供給は進んできているが、本格的な操業再開に向け福島県の漁業者への支援を継続することが必要である。

c 先端的技術の大規模実証

- (a) 官民連携の下、被災地において、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を駆使した大規模実証研究を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。
- (b) これまで実証を行ってきた様々な技術の一部は、再生された農業生産団地などで取り入れられつつあるが、今後はこれら一連の技術の体系化と経営体単位での導入効果の検証を行い、被災地への普及を図る必要がある。

d 海岸防災林の再生

- (a) 震災がれきを再生・利用して、海岸防災林を再生する取組みを推進。被災した海岸防災林約140kmのうち、平成26年度末までに約114kmで工事に着手。
- (b) 林帯地盤の造成を完了した箇所から順次、植栽を行い、平成32年度末までに全体復旧を完了する予定。

(イ) 原子力発電所事故への対応

a 安全な食料の供給

- (a) 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等に

よる吸収抑制対策を実施。併せて、作付制限や収穫後の検査により安全性を確保。

- (b) 福島県では、米について県全域で全袋検査を実施。

b 放射性物質の濃度水準の状況

農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低下。平成26年度の検査結果を見ると、基準超過点数は1,123万点の検査点数中6点（25年度は1,123万点中49点）。

c 農林水産業の再開に向けた取組

- (a) 農用地等の除染、生活インフラの復旧と合わせて、農地、農業用施設などの農林水産業関連インフラの復旧等を実施。
- (b) 農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた取組を切れ目なく支援。
- (c) 森林・林業の再生に向け、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施等を推進する。
- (d) 操業を全面自粛している福島県では、放射性物質の値が低い海域・魚種について平成24年6月下旬から試験的な操業を開始。

d 「食べて応援しよう！」の推進

- (a) 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、全府省庁の食堂・売店を含め、被災地産食品の利用・販売の拡大を推進。
- (b) 被災地産食品販売フェア等で802件、社内食堂等での食材利用では205件の取組があるなど、平成27年3月末までに1,106件の取組。

e 円滑な賠償金の支払いに向けた働きかけ

- (a) 農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議を開催（過去12回開催）するなど、東京電力に対して、賠償金の早期支払いに向けた働きかけを実施。
- (b) 平成27年3月末までに合計約7,006億円の請求に対し、約6,559億円を支払い（約94%）。

## 2 台風等風水害

(1) 平成26年台風第8号及び梅雨期における大雨等  
ア 災害の状況

7月4日3時にマリアナ諸島付近で発生した台風第8号は、8日には大型で非常に強い勢力で沖縄本島と宮古島の間を北上した。その後、九州の西海上で進路を東寄りに変え、10日7時前、鹿児島県阿久根市付近に上陸した。台風第8号は、本州南岸を東に進み、11日9時に福島県沖で温帯低気圧に変わっ

た。また、梅雨前線が6日から11日にかけて、西日本から北日本に徐々に北上した。

この間、沖縄本島地方では記録的な大雨となったほか、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨が降ったところがあった。また、台風の接近に伴い、沖縄・奄美や九州南部を中心に暴風となり、沖縄地方では猛烈な風を観測したところがあった。

この台風第8号及び梅雨前線により、土砂災害、浸水害、河川の氾濫等が発生し、長野県の土砂災害による死者1名など、愛媛県、長野県及び福島県で合わせて死者3名となった。また、沖縄県や新潟県、山形県で合わせて浸水家屋1,000棟以上の被害となるなど、各地で床上・床下浸水や、土砂災害による家屋損壊等の住家被害が生じた。また、停電、電話の不通、水道被害、鉄道の運休、航空機・フェリーの欠航等の交通障害が発生したほか、沖縄県では防波堤の倒壊・破損等の被害が生じた。

農林水産関係では、山形県、栃木県、沖縄県等で、農作物等36,277ha、ビニールハウス等2,361棟、農地2,198箇所、農業用施設1,980箇所、林地荒廃168箇所、治山施設24箇所、林道施設等1,290箇所、漁港施設18箇所等に、総額で約250億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 農地・農業用施設について、大雨等に伴う二次災害の発生防止及び緊急を要する復旧箇所の応急対策の実施について通知を发出。
- (イ) 夏台風の接近及び通過に伴う農作物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について通知を发出。
- (ウ) 台風第8号接近に伴う山地災害及び林道施設災害発生時の対応について通知を发出。
- (エ) 台風第8号に対する備えと被害報告等（漁船・養殖施設・漁港・海岸保全施設・共同利用施設等）について通知を发出。
- (オ) 災害救助法が適用された長野県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (カ) 亀岡内閣府政務官を団長とする政府調査団の現地調査（長野県）に、林野庁担当官を派遣。
- (キ) 亀岡内閣府政務官を団長とする政府調査団の現地調査（山形県）に、農村振興局担当官を派遣。
- (ク) 亀岡内閣府政務官を団長とする政府調査団の現地調査（沖縄県）に、生産局及び水産庁担当官を派遣。
- (ケ) 災害救助法が適用された山形県の関係金融機関

に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。

- (コ) 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を发出。
- (サ) 山形県の林道の被災状況調査及び復旧計画策定の支援等のため林野庁担当官2名を派遣。
- (シ) 激甚災害の指定について閣議決定。（8月15日）

#### (2) 平成26年8月豪雨

#### ア 災害の状況

平成26年の夏期は、台風や大雨等の風水害が連続的に発生した。

7月31日から8月11日にかけて、台風第12号及び台風第11号が相次いで日本列島に接近し、8月5日から26日にかけて、前線が日本付近に停滞した。また、7月30日から8月26日の期間を通じて、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続した。これらの台風や前線等の影響により、全国各地で連日大雨となり、台風第12号、第11号が接近・上陸した沖縄・奄美や西日本を中心に暴風となった。

台風第12号や台風第11号では、徳島県、山口県、島根県、和歌山県及び愛知県で死者6名の人的被害が発生し、四国地方を中心に、全国各地で7,000棟を超える住家被害が生じた。

また、8月15日頃からの前線による大雨では、福岡県、兵庫県、京都府、石川県、北海道で合わせて死者8名の人的被害が発生し、京都府や兵庫県を中心に、全国各地で8,000棟を超える住家被害が生じた。

さらに、8月19日から20日にかけては、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が不安定となった。

特に広島県では、20日未明から明け方にかけて、1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測したほか、24時間雨量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。この大雨の影響で、広島市内166箇所以上で土砂災害が発生し、死者74名、避難を余儀なくされる方が最大で約2,300人以上に上るなど、甚大な被害に見舞われた。

農林水産関係では、北海道、新潟県、兵庫県、広島県、徳島県、高知県等で、農作物等42,535ha、ビニールハウス等4,697棟、農地8,859箇所、農業用施設6,500箇所、林地荒廃696箇所、治山施設46箇所、林道施設等3,371箇所、漁港施設8箇所等に、総額で約784億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 「四国森林管理局災害対策本部会議」を開催（1

- 回)。
- (イ) 「中国四国農政局災害対策本部会議」を開催(16回)。
- (ウ) 「近畿農政局災害対策本部会議」を開催(6回)。
- (エ) 災害救助法が適用された高知県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (オ) 災害救助法が適用された徳島県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (カ) 西村内閣府副大臣を団長とする政府調査団の現地調査(徳島県、高知県)に、農村振興局及び林野庁担当官を派遣。
- (キ) 亀岡内閣府政務官を団長とする政府調査団の現地調査(栃木県)に、経営局担当官を派遣。
- (ク) 通帳、共済証書等を紛失した預貯金者等に対する対応等応急措置について、系統金融機関等に要請する通知を发出。
- (ケ) 被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について通知を发出。
- (コ) 西村内閣府副大臣を団長とする政府調査団の現地調査(兵庫県・京都府)に、農村振興局及び林野庁担当官を派遣。
- (サ) 災害救助法が適用された京都府及び兵庫県の関係金融機関に対し、近畿農政局長から通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (シ) 災害救助法が適用された京都府及び兵庫県の関係金融機関に対し、水産庁から通帳、共済証書等を紛失した預貯金者等に対する対応等応急措置の要請通知を发出。
- (ス) 亀岡内閣府大臣政務官を団長とする政府調査団の現地調査(岐阜県)に、農村振興局及び林野庁担当官を派遣。
- (セ) 中国四国農政局及び林野庁担当官を政府現地災害対策室及び現地災害本部、現地連絡調整室(広島県)に派遣。
- (ソ) 古屋防災担当大臣を団長とする政府調査団の現地調査(広島県)に林野庁担当官を派遣。
- (タ) 災害救助法が適用された広島県の関係金融機関に対し、中国四国農政局及び水産庁から通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (チ) 中国四国農政局防災課に、広島市より八木用水路の土砂撤去に係る査定前着工の申請があり、財務局と協議し即日承認。

- (ツ) 広島市に農村振興局担当官を派遣し、農地・農業用施設の被害状況の調査及び復旧に向けた助言・指導を実施。
- (テ) 山谷防災担当大臣を団長とする政府調査団に広島県治山担当者、近畿中国森林管理局計画保全部長、広島森林管理署長が随行。
- (ト) 国有林の災害復旧について林野庁担当官2名を派遣し、災害復旧計画策定の打合せを実施。
- (ナ) 小泉農林水産副大臣が農林業関係被害の調査のために広島県を現地視察。
- (ニ) 激甚災害の指定について閣議決定。(9月5日)

### (3) 平成26年御嶽山噴火

#### ア 災害の状況

御嶽山では、平成19年3月後半にごく小規模な噴火が発生したが、その後静穏な状態が継続していた。9月10日から11日にかけて、剣ヶ峰山頂付近で高周波の地震が増加したが、その後次第に減少していた。三岳黒沢(剣ヶ峰の南東約14km)に設置している遠望カメラによる観測では、山頂付近に噴気は認められなかった。中部地方整備局が王滝村滝越(剣ヶ峰の南南西約6km)に設置している滝越カメラによる観測では、地獄谷の噴気孔からの噴気の高さは100m以下で経過していた。

平成26年9月27日11時52分頃、御嶽山噴火が発生した。噴火発生時は視界不良のため山頂付近の状況は不明だったが、中部地方整備局の滝越カメラによると、火砕流が南西方向に3kmを超えて流下した。気象レーダーの観測によると、噴煙は東に流れ、その高度は火口縁上約7,000mと推定されている。その後の調査により、火砕流は火口列から南西方向に約2.5km、北西方向に約1.5km流下したことがわかった。この噴火の直前の11時41分頃から連続した火山性微動が発生し、噴火発生以降、振幅の大きい状態が約30分間継続した。田の原観測点(剣ヶ峰の南東約3km)の傾斜計では、微動の発生直後の11時45分頃から山側上がりの変化を、11時52分頃から山側下がりの変化を観測した。

この噴火災害により、死者57名、行方不明者6名、重傷29名、軽傷40名(平成26年10月23日現在)の人的被害が発生した。

農林水産関係では、被害情報はなかった。

#### イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 中部森林管理局担当官を木曾町役場、王滝村役場、長野県木曾地方事務所各1名、リエゾンとして派遣。
- (イ) 御嶽山の噴火に伴う降灰等による農作物被害等

に対する技術指導に当たっての留意事項及び農業共済の対応について通知を发出。

- (ウ) 災害救助法が適用された長野県の関係金融機関に対し、関東農政局から通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (エ) 中部森林管理局が噴火により発生した土石等の流出による二次災害防止対策として、治山ダムの除石工事を実施。
- (オ) 中部森林管理局が噴火により発生した土石等の流出による二次災害防止対策として、監視カメラ及び土石流センサーを関係機関と連携して設置。
- (カ) 中部森林管理局が台風18号通過後の御嶽山周辺の国有林の状況を把握するため、専門家（信州大学教授、森林総合研究所）とともにヘリコプターによる調査を実施。

#### (4) 平成26年長野北部を震源とする地震

##### ア 災害の状況

平成26年11月22日22時08分に、長野県北部でM6.7の地震が発生し、長野県長野市、小谷村、小川村で震度6弱、長野県白馬村、信濃町で震度5強を観測したほか、中部地方を中心に、東北地方から中国地方の一部にかけて震度5弱～1を観測した。

この地震により、負傷者46人、住家全壊77棟、住家半壊137棟などの被害を生じた。また、ライフライン関係では、中部電力管内の延べ1,780戸で停電が発生し、長野県や新潟県の最大1,288戸で断水に見舞われた。

農林水産関係では、新潟県及び長野県で、農作物等272t、農地275箇所、農業用施設158箇所、林地荒廃30箇所、林道施設等124箇所、特用林産施設等42箇所等に、総額で約54億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 「中部森林管理局警戒対策本部会議」を開催（1回）。
- (イ) 中部森林管理局が長野県とヘリコプターによる被害状況調査を実施（2回）。
- (ウ) 災害救助法が適用された長野県の関係金融機関に対し、関東農政局から通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (エ) 「林道の路面災害の取扱い」に関する技術基準について、長野県に通知を发出。
- (オ) 関東農政局次長等が現地の農業施設等の被災状況を視察し、白馬村長及び小谷村長と農地等の復

旧方法と被災農家への支援について意見交換を実施。

- (カ) 激甚災害の指定について閣議決定。（12月16日）

#### (5) 平成26年12月からの大雪等

##### ア 災害の状況

平成26年12月から平成27年3月にかけては、低気圧の発達と、それに伴う冬型の気圧配置が一時的に強まったことから、北海道太平洋側東部と東日本日本海側山沿いを中心に、アメダス地点（積雪観測323地点）の半数以上において最深積雪が平年を上回った。年最深積雪としては、宇登呂（うとろ：北海道）、桧枝岐（ひのえまた：福島県）、信濃町（しなのまち：長野県）など12地点で、観測史上1位の値を更新した。

今冬期（平成26年12月から平成27年3月）の大雪等により、全国で死者83名、重傷460名、軽傷569名の人的被害が発生し、全壊9棟、半壊12棟、一部破損186棟、床上浸水5棟、床下浸水22棟の住家被害が生じた。

農林水産関係では、秋田県、岐阜県、愛媛県で農作物等1,259ha、林地荒廃4箇所、治山施設4箇所、漁港施設及び共同利用施設等で7箇所等に、総額で約41億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省の主な対応

- (ア) 災害救助法が適用された徳島県の関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を发出。
- (イ) 降積雪期における漁港施設等の防災上の措置、災害に対する迅速な応急措置及び被害報告について通知を发出。
- (ウ) 降積雪期及び融雪期における森林・林業・木材産業に係る災害の未然防止と早期対応等について及び降積雪期における防災態勢の強化等について通知を发出。
- (エ) 降積雪期における防災態勢の強化等について及び積雪に伴う農業上の被害防止に係る農道の除雪の推進について通知を发出。
- (オ) 大雪による果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について通知を发出。

### 3 農林水産業防災対策関係予算

平成26年度の農林水産業防災対策関係予算は、表12のとおりである。

表12 農林水産業防災対策関係予算

(単位：百万円)	
事 項	平成26年度予算額
1 災害予防	17,253
(1) 災害一般共通事項	423
漁港漁村の防災対策施設の整備	108,820の内数
農山村の防災機能強化の促進	450の内数
この他に、農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数	
緊急時の農業水利施設の活用	農山漁村地域整備交付金の内数
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備	423
(2) 地震災害対策	
海岸保全施設の整備	30,693の内数
(3) 津波災害対策	
海岸保全施設の整備	30,693の内数
(4) 風水害対策	
海岸保全施設の整備	30,693の内数
総合的な農地防災対策	16,830
この他に、農山漁村地域整備交付金の内数	
(5) 火山災害対策	
火山地域における治山事業の推進	5,036の内数
(6) 雪害対策	
雪崩防止林造成	8,271の内数
(7) 火山対策	
林野火災の予防対策	167,765の内数
2 国土保全	111,879
(1) 治山事業	54,658
国有林治山事業	20,847
民有林直轄治山事業	6,596
民有林補助治山事業	27,215
(2) 地すべり対策事業	11,673
直轄事業	5,125
この他に181の内数	
補助事業	6,548
(3) 海岸事業	4,039の内数

(4) 農地防災事業	40,549	
直轄事業		
国営総合農地防災事業等	16,320	
補助事業		
農地防災事業	24,229	
(5) 災害関連事業	4,492	
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	22	
災害関連緊急地すべり対策事業	54	
農業用施設等災害関連事業	96	
治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業		4,264
治山施設災害関連事業	10	
林地崩壊対策事業	41	
森林災害復旧事業	1	
国有林森林災害復旧造林事業	1	
漁港関係災害関連事業	3	
(6) 地盤沈下対策事業		
地下水調査（保全調査）	181の内数	
(7) その他の事業	507	
保安林整備管理事業	493	
特殊地下壕対策事業	14	
3 災害復旧等	124,666	
(1) 災害復旧事業	2,202	
公共土木施設災害復旧事業	874	
直轄事業	874	
補助事業	1,913の内数	
農林水産業施設災害復旧事業	1,328	
直轄事業	139	
補助事業	10,858の内数	
国有林野事業（治山事業を除く）	1,189	
(2) 財政金融措置	122,320	
災害融資	11	
農林漁業関係融資	11	
災害保険		
農林漁業災害補償等	122,300	
農業共済保険	93,845	
森林保険	4,147	
漁業共済保険	9,517	
漁船損害保険	10,694	
(3) 災害復興対策等	144	

東日本大震災に関する復興対策		
東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生		5,596の内数
治山事業	144	
合 計	253,798	

(注1) 合計額は、内数分を除いた額の集計である。